

Meta「Muse」が日本に来たら

AIエージェントは「顧客の代理」で業法規制を越えられるのか

【非金融】旅行業法・消費者法・個人情報保護法 → 【金融に進出したら】銀行法・金商法・保険業法・資金決済法・犯収法

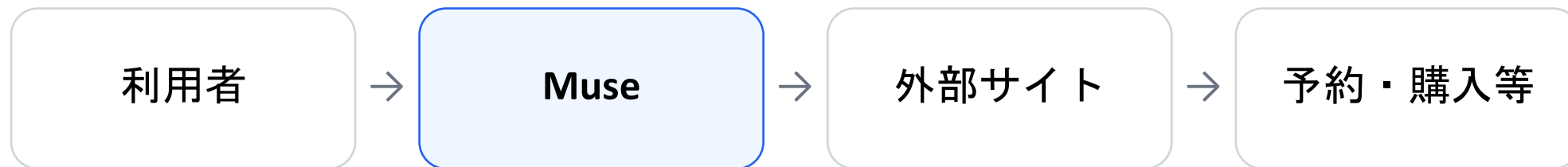
弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊雅之

2026年9月24日時点の公開情報に基づく制度分析。特定企業の法令違反を指摘するものではなく、日本での展開・金融分野への進出は想定シナリオです。

結論：問題は「AI」より「何を、誰のために、どこまでやるか」

- 現在の米国版Museは購買・予約・メール等の非金融が中心（決済はStripe Link）。日本でもまず非金融の業法・消費者法・個人情報法が論点になる。
- 検索だけなら情報提供に近い。選択・推薦・交渉・申込み・決済へ進むほど業法との接点が増える。
- 銀行法では「顧客のため」の代理・媒介は許可不要（監督指針VIII-3-2-1-1(3)①）。ただし実質判断で、全業法共通の万能免除ではない。
- 分岐点は①裁量、②報酬の出所、③契約成立への関与、④資金の受領、⑤最終承認
- 金融（預金・投資・保険）に進出すれば業法の本丸。機能分解し、規制業務を登録事業者（銀行・電代業者・金融サービス仲介業者等）へ接続する設計が現実的

そもそもMuseとは何か



「答えるAI」 → 「利用者のために行動するAI」

Museの技術構造：専用クラウドPCが本人の代わりに動く

Muse Secure VM

利用者ごとの専用仮想マシン
専用ブラウザでウェブ操作
バックグラウンド継続

Sentinel

Museとはシステム上分離
外部アクセスを監視
必要時に本人許可

権限・監査

接続アプリごとに権限設定
重要操作前に確認
操作履歴を確認可能

Meta公式。パスワード・決済方法は安全領域から利用すると説明。

現在は米国先行。日本提供は「現時点で未定」

US

iOS / Android / Web /
WhatsApp



JP

日本提供は未定

Meta日本語公式（2026/9/9）。18歳以上。無料／月20ドル／月100ドルの料金体系（報道）。9月14日の週に外部向けコネクタを開放。

本日の構成：まず非金融、次に「金融に進出したら」

INTRO 前提

Museとは何か・技術
構造・提供状況。
5段階の規制マップ／
「顧客の代理」の射程

PART I 非金融

現在の米国版＝購
買・予約・メール・
フォーム入力（決済は
Stripe Link）。
旅行業法／消費者法
／個人情報保護法／
相手方サイト（Amazon
遮断）／購買に付随す
る決済

PART II 金融進出

家計・資産管理（預
金・投資・保険）に踏
み込んだ場合
銀行法（銀行代理業・
電代業）／金商法／
保険業法／金融サー
ビス仲介業／犯収法

SYNTHESIS 総括

AI法・AI事業者ガイ
ドライン／米国の整
理
安全な設計・10の
質問・展望・まとめ

現在の米国版Museは非金融機能が中心であり、金融分野への展開は本資料上の想定シナリオ

法律問題を生む「5段階」



情報提供 ←

→ 規制行為に近づく

核心：「顧客の代理」なら規制を外せるのか



名目ではなく「実質」で判断

- 誰がMuseに業務を委託するか
- 誰がMetaに対価・送客料を払うか
- Museが選択・交渉・申込みをどこまで行うか

現在の米国版を日本に持ち込むと：非金融でも論点が多い

旅行・予約

「このホテルを予約して」「3泊4日で組んで」
→ 旅行業法(2条1項・3条)、住宅宿泊事業法46条

購買・EC

「この商品を買って」
(最終確認画面をAIが読む)
→ 特商法12条の6、電子消費者契約法3条、景品表示法

データ

メール・カレンダー・購買履歴を横断して記憶・推論
→ 個人情報保護法(利用目的・第三者提供・越境移転・安全管理)

相手方サイト・支払

Amazonの遮断、Stripe Link経由の支払
→ 利用規約・独占禁止法、資金決済法・割賦販売法

旅行業法：旅行予約はMuseの代表機能だから重要

ケースA

「このホテルを予約して」

操作代行に近いが、報酬を得て旅行者のため宿泊契約を代理・取次ぎすれば旅行業（2条1項3号）。有料プラン・送客料が「報酬」か

ケースB

「北海道3泊4日を15万円以内で組んで」

運送・宿泊を選択し組み合わせる

ケースC

事業者から報酬を得て予約を成立

旅行業登録（3条）又は登録業者への接続が必要。民泊予約は住宅宿泊仲介業（住宅宿泊事業法46条）

消費者法①：AIが見た「最終確認画面」は誰が見たことになる？

人間が画面を見る前提の制度×AIが画面を読む取引

- 特商法12条の6：通信販売の最終確認画面で分量・対価・引渡時期・申込期間・解除等の表示を義務付け。誤認表示による申込みは取消し可（15条の4）。
- Museだけが最終確認画面を読み、人間には要約だけを示した場合、消費者保護の実質をどう確保するか。
- 消費者契約法4条：誤認・困惑による取消しで、AIが介在した意思形成（事業者説明のAI要約）をどう評価するか。
- 民法：AIの誤操作・幻覚・権限逸脱は本人の意思表示としてどこまで帰属するか（95条錯誤、表見代理類推の議論）。

特定商取引法12条の6・15条の4／消費者契約法4条／消費者庁「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」

消費者法②：誤操作・ステマ・補償

- **電子消費者契約法3条**：事業者が確認措置を講じていなければ、重過失があっても錯誤取消し可（民法95条3項の特則）。AIが確認画面を通過した場合、確認措置は「本人に」講じられたと言えるか。
- **ステマ規制**：事業者が対価を払ってAIに推薦・上位表示させれば、広告であることの表示が問題に（景品表示法5条3号、令和5年内閣府告示第19号）。
- **推薦の透明性**：推薦理由・スポンサー関係・ランキング基準の開示は、消費者保護と業法（媒介該当性）の双方に効く。
- **補償**：米国版はLinkの購入保護の対象。日本版では返品・不正利用の補償を誰が負うかを契約・UIで明確化する。

個人情報保護法：Museは「生活データの統合点」になる

入力

メール
カレンダー
SNS
購買履歴
位置・嗜好

統合

目的達成のため
複数サービスを横断
記憶・推論

出力

外部サイトへ入力
予約・購入
メッセージ送信

論点

利用目的(17・18条)
第三者提供(27条)
委託先監督(25条)
越境移転(28条)
安全管理(23条)
要配慮個人情報(20条
2項)

Amazonによる遮断（2026/9/21）：相手方サイトの同意という論点

何が起きたか

Amazonは、利用規約に反するとしてMuse経由の購入を遮断（2026年9月21日報道）。事前にMetaへ対象除外を要請したと説明。

Amazonは身元非開示・認証情報の扱いを問題視。Metaは、パスワード等はMuseから見えない設計と説明。

米国の構図

Amazonは2025年、Perplexityのショッピングエージェントを巡り提訴済み。

相手方サイトの同意なきエージェント取引をどう扱うかが争点に。

日本法では

不正アクセス禁止法2条4項1号：利用権者（本人）の承諾があれば不正アクセスに当たらない。

主戦場は利用規約・アカウント停止という民事の問題。

競争法の視点

自社エージェントを優遇し他社を排除すれば、取引拒絶・競争者に対する取引妨害（独禁法19条、一般指定2項・14項）の検討余地。

利用規約が肝になる：AIエージェントの「入口」は契約で決まる

相手方サイトの規約

Amazonの根拠は法律ではなく、顧客が同意した利用規約。

ボット・自動化ツールの禁止条項が、エージェントを排除する主な手段になる。

金融機関の規約

利用者が同意したID・パスワードの第三者提供禁止条項。

違反すれば、アカウント停止や不正送金時の補償判断に影響し得る。

エージェントの規約

エージェント事業者は、誤操作・損害の責任分配を自らの規約で定める。

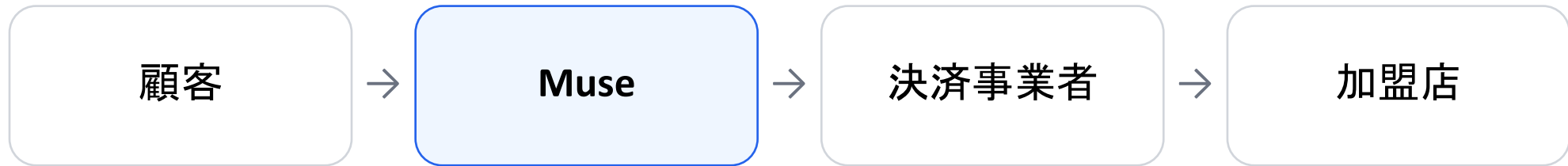
事業者の免責条項は消費者契約法8条・10条の制約を受ける。

規約の限界

不当条項は合意しなかったものとみなされ得る（民法548条の2第2項）。

自社優遇のための排除には独禁法の検討余地。

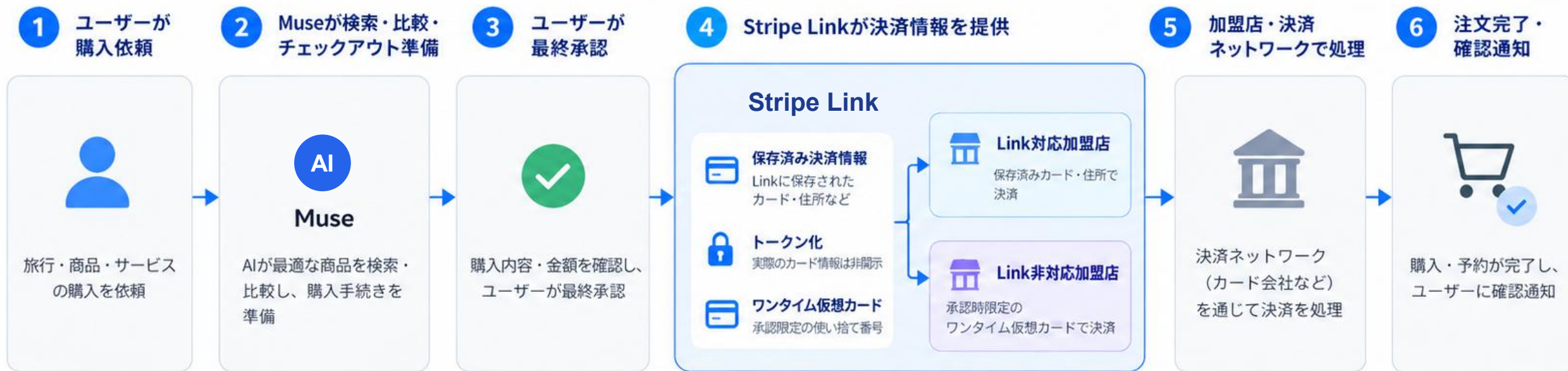
資金決済法：Muse自身が「お金を動かす」のか



- 資金移動業＝銀行等以外の者が「為替取引」を業として営むこと。登録が必要。
- Museが顧客の決済指図を補助するだけか、Meta自身が資金を受領・移転するかで評価が変わる。
 -
- 米国版はStripe Linkを接続。Link非対応店では承認額限定のワンタイム仮想カードを利用。

Stripeの仕組み：Museの決済はどう動くか

Metaは『購買体験』、Stripeは『決済インフラ』を担う



- Museは購入前に必ずユーザーの最終承認を取る
- StripeはLink・トークン化・仮想カードで安全な決済を支える
- 法的には「Metaが何を担い、Stripeが何を担うか」の役割分担が重要

決済：日本版で追加的に効く規制

国境を跨ぐ収納代行

令和7年改正資金決済法(令和7年法律第66号)で、一定の国境を跨ぐ収納代行は「為替取引」に(2条の2)。

海外法人が日本の利用者から代金を受領・送金する構造は資金移動業の射程。

割賦販売法

仮想カードの発行形態に応じた登録(包括信用購入あっせん等)。

カード番号等の適切管理(35条の16)、加盟店の不正利用防止(35条の17の15)。Museが番号を「見ない」設計が前提。

3-Dセキュア

EC加盟店はEMV 3-Dセキュア導入が原則(クレジットカード・セキュリティガイドライン)。

AIは本人認証を代行できない。認証は本人の端末で完結させる。

ウォレット・残高

ウォレットに残高を持たせれば、前払式支払手段(資金決済法3条1項)・資金移動業の検討が必要。

日本版は「番号も資金も持たない」設計が基本線。

金融に進出したら：Museが家計・資産に踏み込むシナリオ

銀行

「口座残高をまとめて」
「一番金利の高い定期に預け替えて」

→ 電子決済等代行業
(銀行法2条17項)・銀行代理業(2条14項・52条の36)

証券

「NISAで何を買うべき?」「このETFを買って」「適宜売買して」

→ 投資助言・代理業、
第一種金商業・金融商品仲介業、投資運用業

保険

「保険を見直して、安いものに切り替えて」
→ 保険募集(保険業法2条26項・275条1項)

横断・AML

複数業態の推薦・申込支援、口座開設・本人確認
→ 金融サービス仲介業(金融サービス提供法11条)、犯収法の取引時確認(4条)

以下は日本版Museが金融機能を持った場合の想定。各論点の条文・出典は以降の各スライド参照

銀行法：ここでは「顧客側代理」が明示的に重要

監督指針VIII-3-2-1-1(3)①：「顧客のために」代理・媒介 → 許可不要

- 「顧客のために」＝顧客の要請を受け、顧客の利便のために、顧客の側に立って助力すること（同注）。実質的に銀行のために行えば許可が必要となり得る。
- 勧誘、勧誘目的の商品説明、条件交渉、申込みの受領、承諾は、一つでも業として行えば原則許可要（同(2)①～⑤、銀行法2条14項・52条の36第1項）。
- 2026年7月30日公表の監督指針改正案は、API連携・送客・比較サイトの「媒介」該当性を明確化（次々頁）。

銀行ユースケースを段階別に見る

残高一覧

規制接点：中（電
代業）

口座情報の取得・
提供＝電子決済等
代行業（銀行法2
条17項2号）の登
録要否

預金比較

規制接点：中

銀行提供コンテン
ツの転載は可。加
工・自社推奨の上
位表示は媒介リス
ク（改正案）

特定銀行を推薦

規制接点：中～高

独自見解での推奨
・説明は媒介に当
たり得る（改正案
(3)②ニ注c)

条件交渉・申込

規制接点：高

条件交渉・申込受
領は原則許可要（
VIII-3-2-1-1(2)③
④）

自動預け替え

規制接点：非常に
高

振込指図の伝達＝
電代業（同項1号
）＋継続的裁量。
顧客側代理でも実
質判断

2026年7月改正案：AIの「推薦ロジック」が媒介判断の要素に

- ・ **加工・上位表示**: 比較サイト等が銀行提供のコンテンツを加工し、又は自らが推奨する商品を上位表示するデザイン・アルゴリズムを設けると「媒介」に当たり得る(VIII-3-2-1-1(3)②イ注)。
- ・ **独自見解**: リンク設定・コンテンツ転載に加え、独自見解として推奨・説明すれば媒介に当たり得る(同②二注c)。
- ・ **送客の整理**: 相手方が銀行であること・説明は銀行が行うことを予め明示し、情報追加・加工・勧誘・条件交渉をしない限り媒介に至らない(同(2)注)。
- ・ **誤認防止**: API連携サービスは提供主体、銀行と事業者の関係、事故時の責任・補償、問合せ先を明示(III-3-4-1-2(2)新設)。
- ・ **示唆**: AIによる推薦理由の生成・ランキング自体が規制判断の対象。顧客側代理((3)①)で整理するなら、銀行からの対価受領・優先表示は避ける。

電子決済等代行業：残高照会・振込指図は「低リスク」ではない

- ・ **口座情報**: 預金者の委託を受け、口座情報を取得して預金者に提供する行為は電子決済等代行業(銀行法2条17項2号)。
- ・ **振込指図**: 為替取引の指図の伝達も同様(同項1号)。業として行うには登録(52条の61の2)と銀行との契約締結(52条の61の10)が必要。
- ・ **ID・PWの預託**: 利用者の認証情報をエージェントに預ける設計は、銀行の利用規約違反や、不正送金時の補償判断(利用者の過失評価)に影響し得る。
- ・ **認証強化との衝突**: 証券ではログイン等にフィッシング耐性のある多要素認証を求める方向(金商業者等監督指針、令和7年10月改正)。AIの「代理ログイン」と構造的に緊張。
- ・ **設計の方向**: スクリーンスクレイピングではなく、銀行API・登録電代業者経由の接続に寄せる。

銀行法2条17項・18項、52条の61の2、52条の61の10／金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（令和7年10月15日改正）

金融商品取引法：推薦から「助言・売買実行」へ

- 一般情報：「NISAとは何か」→通常は情報提供。
- 個別推薦：「あなたにはこのETFが最適」→投資顧問契約（顧客が助言の対価を支払う）に基づけば投資助言・代理業（金商法2条8項11号・28条3項・29条）。Museの有料プランが助言の対価と評価されるかが焦点。
- 注文媒介：「この株を買って」→売買の媒介・取次ぎ（2条8項2号・3号、28条1項）又は金融商品仲介業（2条11項・66条）との境界。
- 一任：「今後は適宜売買して」→投資一任契約に基づく運用＝投資運用業（2条8項12号ロ・28条4項）。
- AIであっても規制行為は技術中立的に評価。適合性原則（40条1号）・説明義務も、誰が顧客と向き合うかで帰属が決まる。

保険業法：比較と「保険募集」の境界

保険募集＝保険契約の締結の代理又は媒介

- ・ 保険料・補償内容の客観的比較だけなら情報提供の余地。
- ・ 利用者属性を踏まえ「この保険に入るべき」と推奨し、申込手続まで進めると募集規制との接点が強まる。
- ・ 比較ロジック、スポンサー料、ランキング表示は「誰のために動くのか」の評価にも影響。

金融サービス仲介業：業態横断の受け皿はすでにある

- ・ **一つの登録で横断**：預金等・保険・有価証券・貸金業貸付けの「媒介」を一登録で可能に（金融サービス提供法11条1項・12条）。
- ・ **制約**：「代理」は不可、所属制なし、顧客からの財産の預託受入れは禁止、高度な説明を要する商品は取扱い不可。
- ・ **顧客本位**：顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（同法2条1項）。
- ・ **最新動向**：2026年7月30日の改正案は「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針」も対象。
- ・ **示唆**：Museの推薦・申込支援を登録仲介業者（Meta自身又は提携先）に切り出すのが一つの現実解。保険・証券の「代理」や注文執行は各業法の登録が別途必要。

犯収法：本人確認とモニタリングはAIに委ねられない

- ・ **取引時確認**：口座開設等の確認対象は顧客本人（犯収法4条1項）。代表者等の確認（同条4項）は自然人が前提で、AIは想定外。
- ・ **2027年4月1日施行**：非対面の本人確認は公的個人認証等のICチップ利用型に原則一本化、本人確認書類の画像送信型は原則廃止。認証は本人の端末で完結させる設計が必須。
- ・ **疑わしい取引**：エージェント経由の取引は人と行動パターンが異なる。特定事業者は検知シナリオ・閾値の見直しが必要（8条）。
- ・ **乗っ取りリスク**：エージェントの乗っ取り＝複数口座・決済手段の一括悪用。本人承認・端末認証・利用限度額の設計が不可欠。

AI法・AI事業者ガイドライン：業法の外側にもガバナンスがある

- ・ 総務省・経産省「AI事業者ガイドライン」第1.2版（2026年3月31日）：AIエージェントの定義・リスクを追記。
- ・ 人間中心、安全性、公平性、プライバシー、セキュリティ、透明性、アカウントビリティ等の観点。
- ・ Muse型では「権限管理」「人間による承認」「ログ・監査」「停止・取消」「外部サービス連携管理」が特に重要。
- ・ 上位にAI法（令和7年法律第53号）13条に基づくAI指針。法的義務ではないが、事故時の説明可能性・内部統制の基準として効いてくる。

米国ではどう整理しているのか：一枚で見る

決済

Metaグループは米国等でpayments licensesを保有。
CaliforniaではMeta Payments Inc.がMoney Transmitter License (ID 2443) を保有 (DFPI公表)。

Muse決済

Stripe Linkを利用。
Museが全ての決済規制を自前で抱える設計ではない。

証券

FINRAはAI/ AI agentでも既存の証券法・FINRA規則が技術中立的に適用されると説明。

消費者保護

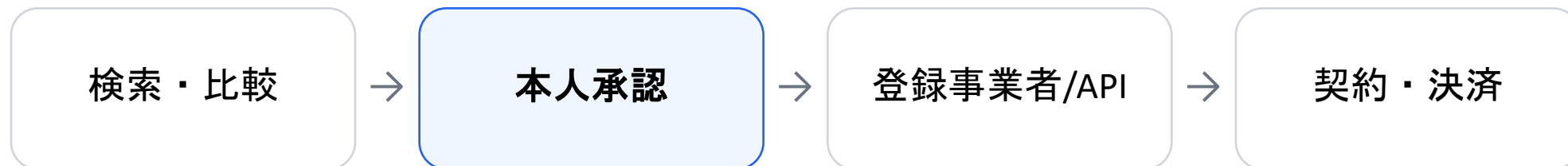
FTC Act、EFTA/Reg E等、既存の消費者・決済規制が残る。
AI免除ではない。

Metaは米国で何の許認可を持つのか

確認できる重要例

- Meta Payments Inc. (NMLS ID 918740) : California DFPI Money Transmitter License ID 2443。
- MetaはSEC提出書類で、米国その他にpayments licensesを保有し、money transmission、stored value、EFT、AML/CFT、制裁等の規制対象と開示。
- ただし、決済ライセンスは銀行・証券・保険・旅行等の規制行為を包括的に許すものではない。
- Museの各機能について「どの法人が、どの資格で行うか」を個別に見る必要がある。

日本版Museの「安全な設計」仮説



- ・ ①規制行為を機能単位で切り分ける
- ・ ②「顧客側代理」を採るなら事業者報酬・優先表示との利益相反を抑える
- ・ ③契約・決済は登録事業者の環境で完結させる
- ・ ④重要取引は具体的内容を本人に提示して明示承認
- ・ ⑤操作ログ・推薦理由・権限範囲を保存する
- ・ ⑥外部サイトにはエージェントであることを開示し、認証を受ける (Amazon遮断の教訓)
- ・ → 非金融の段階で④⑤⑥、金融進出の段階で①②③を整える

法的評価を決める「10の質問」

- 1. 誰が依頼者か
- 2. 誰から報酬を受けるか
- 3. 特定商品を推薦するか
- 4. ランキングは何で決まるか
- 5. 条件交渉するか
- 6. 申込みを受領・送信するか
- 7. Metaが資金を受領するか
- 8. 最終承認は具体的内容を見た本人か
- 9. AIに継続的裁量があるか
- 10. 誤作動時に取消・停止・補償できるか

この10問をサービスごとに答えると、必要な登録・提携・UI設計が見えてくる

今後の最大論点：「AI代理人」という横断概念が必要になるか

- 現行法は業界ごとに「代理・媒介・勧誘・助言」を規制している。
- 一つのAIが旅行・買物・銀行・証券・保険を横断すると、同じ行動でも業法ごとに線引きが異なる。
- 「本人のデジタルな道具」なのか「独立した仲介者」なのかという共通問題が顕在化する。
- 金融分野には、預金・保険・証券・貸金を一登録で横断する金融サービス仲介業（媒介のみ）が既にあり、議論の出発点になり得る。
- 将来的には、権限・忠実義務・利益相反・ログ・責任分配を横断的に定める議論が必要になる可能性。

まとめ：Museは「検索の次」ではなく「取引の入口」になり得る

- ① 現在の米国版は非金融。それでも旅行業法・消費者法・個人情報法・相手方サイトの同意が論点になる。
- ② 金融に進出すれば業法の本丸。銀行法の「顧客のため」は実質判断で、電代業・金商法・保険業法・犯収法が並走。
- ③ 日本展開の鍵は「規制回避」ではなく、機能分解・登録主体との接続・本人承認
- ④ 消費者法・個人情報保護・AML・AIガバナンスまで含む横断設計が必要。

主要資料

- Meta「Muse登場：すべての方のために構築された世界初のパーソナルAIエージェント」（2026/9/9）／Stripe Newsroom（2026/9/8）
- 金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」VIII 銀行代理業／同一部改正（案）（銀行代理業関係等、令和8年7月30日）
- e-Gov：銀行法、資金決済法（令和7年改正）、金融商品取引法、金融サービス提供法、割賦販売法、保険業法、旅行業法、住宅宿泊事業法
- 観光庁「旅行業法概要」／消費者庁「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」／電子消費者契約法／景品表示法・ステマ告示
- 個人情報保護法（令和8年改正法：令和8年7月17日公布）／個人情報保護委員会ガイドライン（通則編）／犯罪収益移転防止法・同施行規則（2027年4月1日施行分）
- 総務省・経産省 AI事業者ガイドライン第1.2版（令和8年3月31日）／AI法（令和7年法律第53号）・AI指針
- GeekWire・Reuters（2026/9/21）／California DFPI / Meta 2026 Form 10-Q / FINRA 2026 Regulatory Oversight Report

ご視聴ありがとうございました

チャンネル登録をお願いします | YouTube「あたらしい法律情報」

youtube.com/channel/UCFrR7Ch7FnVFvw9ckbjR5ag 法務・コンプライアンスの最新論点を毎日解説

弁護士法人三宅法律事務所 渡邊雅之 (m-watanabe@miyake.gr.jp)

本動画は2026年9月24日時点の公開情報に基づく一般的な解説であり、個別案件に関する法的助言ではありません。